

第1フェーズ

第2フェーズ

第3フェーズ

○相談窓口の設置

○新型コロナ影響調査 5. 新型コロナウイルス感染症経済・産業影響調査事業

○資金繰り円滑化に向けた金融支援

○1. 資金繰り円滑化に向けた『追加』金融支援
(中小企業振興資金保証料軽減補助事業 等)

○2. 経営力強化につながる前向きな取組等に対する支援
(新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金)

○3. 事業主の雇用維持の取組に対する支援
(中小企業雇用継続支援補助金)

○4. 中小・小規模事業者の採用活動支援
(WEB合同企業説明会開催事業)

○戦国キャンペーンの集中的展開と
宿泊滞在型観光施策の推進

○発注・支払い時における中小・小規模事業者への特段の配慮

経済対策としての県の取組

本県経済の活性化・中小企業の経営基盤強化

R1年度

R2年度

国の緊急対応策(第3弾)等を踏まえ、機動的に対応

令和2年度2月当初補正予算（商工観光労働部関係部分）

○新型コロナウイルス感染症による本県経済への影響を最小限に抑えるため、

中小・小規模事業者の事業継続に向けた資金繰りや雇用維持の取組を支援するとともに、この状況が終息した後の反転攻勢に向けて**中小・小規模事業者の経営力強化につながる前向きな取組等を支援**する。【予算要求総額：322,772千円】

強力な資金繰り等、経営支援

1. 資金繰り円滑化に向けた「追加」金融支援

（中小企業振興資金保証料軽減補助事業 等）

①セーフティネット資金（4号・5号・6項）に対する保証料負担の軽減

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける中小企業者が、**県制度融資セーフティネット資金**を利用する際に負担する保証料をゼロとする。【予算要求額：211,561千円】

②セーフティネット資金（4号）の融資期間の延長

セーフティネット資金（4号）の運転・借換に関する融資期間を7年（据置1年）から**10年（据置2年）に延長**し、資金繰りの改善を図る。

2. 経営力強化につながる前向きな取組等に対する支援

（新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金）

経営力強化補助金の交付

新型コロナによる影響終息後に、県内中小企業が一層競争力を発揮できるよう、経営力強化等、**今後の事業活動に資する取組等にかかる経費の一部を補助**する。【予算要求額：51,198千円】

<補助対象事業>

- 人材育成・確保のための事業
- 働き方改革や職場環境改善に関する事業
- 新たな販路開拓に関する事業

<補助率・金額>

- 小規模企業 3/4
- 中小企業 2/3
- 上限額50万円

雇用の維持・確保

3. 事業主の雇用維持の取組に対する支援

（中小企業雇用継続支援補助金）

雇用継続支援補助金の交付

中小企業事業主が、**国の雇用調整助成金の特例措置を活用して、労働者の雇用維持を図った場合に事業主負担分の一部を緊急特定地域と同等まで補助**する。【予算要求額：51,833千円】

<助成率>

○中小企業 2/3 → 4/5

4. 中小・小規模事業者の採用活動支援

（WEB合同企業説明会開催事業）

WEB上での合同企業説明会の開催

全国各地で相次いで合同企業説明会等が中止されている中、**中小企業の採用活動を支援するため、企業・学生が双方向でコミュニケーション可能なサイトを作成・活用し、インターネット上での合同企業説明会を開催**する。【予算要求額：6,380千円】

5. 新型コロナによる本県経済への影響調査

（新型コロナウイルス感染症経済・産業影響調査事業）

本県産業への影響を業種別、規模別および地域別に状況や課題等を把握するための緊急調査を実施 【予算要求額：1,800千円】

滋賀県

新型コロナウイルス感染症対応資金

制度概要

滋賀県制度融資を活用し、民間金融機関にも

実質無利子・無担保・据置最大5年融資を拡大します。

あわせて、信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の

保証料を半額またはゼロにします。

※事業者の皆様がお支払いした所定金利（新規枠1.0%、借換枠1.5%）については、事後的に半年に1回の頻度で相当分をキャッシュバックします。

対象要件

新型コロナウイルス感染症対応資金にて、**セーフティネット保証4**

号・5号、危機関連保証のいずれかを活用した場合に、以下の要件を満たせば、保証料・利子の減免を行います。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (小規模のみ)	保証料ゼロ 実質金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ 実質金利ゼロ

その他の要件

- 補助上限額：3000万円
- 補助期間：保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間：10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保：無担保
- 保証人：代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 取扱期間：令和2年12月31日までに保証申込を受け付けかつ令和3年1月31日までに融資実行された分まで

裏面をよくあるお問合せにお答えします。

よくあるお問合せ



売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の適用要件と連動しておりますので、

セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証
いずれかの認定書を取得してください。



いつから、どこで申込みできますか？

5月1日から申込みいただけます。

中小企業者：各商工会議所、各商工会

協同組合等：中小企業団体中央会

事前相談も随時お受けいたします。



申請に必要な情報を教えてください。

- ① **市町村認定書** (セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ② **金融機関必要書類**
- ③ **保証協会必要書類** など

※具体的にどのような資料が必要となるかは、商工会議所・商工会等 または
取扱金融機関へご相談ください。



本資金を取り扱っている金融機関を教えてください。

次の15の金融機関です。

**滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、
福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、
湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、
滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、
商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合**

基本方針：雇用を『守る』『つなぐ』『創る』

『守る』

○ 雇用調整助成金の活用を促進

国において「支給要件の緩和」、「助成額の上乗せ」、「助成期間の拡大」など、特例措置を拡充



使い勝手が更に良くなるよう、県においても有効な支援策を検討

『つなぐ』

○ それぞれの立場に応じた就職相談を実施

- ・ 若者、子育て中の女性、シニアを対象にした専門相談機関で、専門知識を有する職員が丁寧に対応
- ・ 来所途上や相談時の感染リスクをなくするため、電話、メールやWeb上で相談できる環境を整備

○ Web合同企業説明会での緊急的な中途採用情報等の提供

- ・ 新卒学生をメイン・ターゲットとして開催する『Web合同企業説明会』（5/26～5/28）に、解雇・雇い止めされた方へも参加を呼びかけ、中途採用の求人をしている企業情報を提供

『創る』

○ 県独自の「雇用創出事業」の実施

○ 雇用創出基金の創設など緊急雇用対策等を国に強く要望

お仕事に不安をお持ちの皆さまへ

滋賀県総合経済・雇用対策本部資料3-2
令和2年(2020年)5月8日
商工観光労働部



再就職をお考えの方は、こちら！

皆さまの状況に応じ、相談窓口を用意しています

◆若者の皆さま

しがジョブパーク TEL 077-563-0301

◆中高年の皆さま

シニアジョブステーション滋賀 TEL 077-521-5421

◆子育て期の女性の皆さま

滋賀マザーズジョブステーション (近江八幡・草津)
・近江八幡 TEL 0748-36-1831 ・草津 TEL 077-598-1480



オンライン合同企業説明会も実施します

転職を考えている方の参加も OK です！



偶然の出会いを楽しむ「生配信」合同企業説明会

5/26(火)・27(水)・28(木) 13:00~16:00

<https://shiga-job.live/>



<https://shiga-job.live/>

労働相談窓口を設置しています

◆新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口【平日 8:30~17:15】

●滋賀労働局 TEL 077-522-6648

●東近江労働基準監督署 TEL 0748-41-3363

●彦根公共職業安定所 TEL 0749-22-2500

◆新卒者内定取消等特別相談窓口【平日 9:00~17:00】 ●滋賀新卒応援ハローワーク TEL 077-563-0301

◆県の労働相談窓口

●労働雇用政策課 TEL 080-1514-0051 (平日 8:30-17:15)

●滋賀県労働相談所 TEL 0120-967-164【固定 / 公衆電話から】 TEL 077-511-1402【携帯電話から】(平日 10:00-17:00(12:30-13:30 を除く))

失業保険に関する
ご相談はハローワークへ

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望(案) (雇用対策関係 抜粋)

○ 感染拡大防止のための休業要請に対する支援と中小企業等の救済措置

(3) 雇用調整助成金については、事業者が制度を利用しやすいよう、書類の簡略化や手続の簡素化を一層図り、早期に給付できるようにすること。

また、上限額を引き上げるとともに、経営体力の弱い中小企業・小規模事業者について事業主負担を軽減すること。

さらに、4月25日に厚生労働省が公表した更なる拡充の中で、「休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合」に「休業手当全体の助成率を特例的に10/10とする」とされているが、各都道府県において「休業等の要請」の内容は様々であり、休業等に協力した事業者等を幅広く支援する観点から、「休業等」の解釈については各都道府県の実情を踏まえて広く捉え、多くの事業者が10/10の適用を受けられるようにすること。

○ 学生への支援と安心して就職活動を取り組める環境の整備

(5) インターネット回線を利用した就職活動の機会の確保や、面接や試験の時期を柔軟に設定するなど、学生の現状に配慮した採用活動を行うよう経済界に対して最大限の要請を行うこと。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた離職者を対象とした緊急雇用対策の実施

新型コロナウイルスの影響を受けて離職を余儀なくされた方の緊急雇用を創出する(再就職を支援する)仕組みや解雇等に関する不安を解消する対策を早急に講ずるとともに、地方自治体が先行して行う緊急雇用対策に対し、遡及適用も含めた必要な財政支援を行うこと。

新型コロナウイルス感染症対策就業支援事業

(事業費:15,285千円)

新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい雇用情勢を踏まえ、感染症の影響を受けた非正規労働者をはじめとする離職者等や重症化率が高いとされる高齢者への就業支援に取り組む。

県独自の 緊急雇用対策 基本方針

守る

つなぐ

創る

【令和2年度の主な取組】

- ・労働者のための相談窓口の周知
- ・雇用調整助成金の申請サポート(相談330件)
- ・WEB合同企業説明会 (65社 919人)
- ・合同企業説明会 (150社 565人)
- ・緊急雇用創出事業 (30事業 雇用158人)
- ・離職者早期再就職支援事業 (延べ173社 209人分)

【令和3年度の主な取組】

厳しい雇用情勢に対応する緊急雇用対策
(雇用創出 800人)

緊急雇用創出事業

離職者早期再就職支援事業

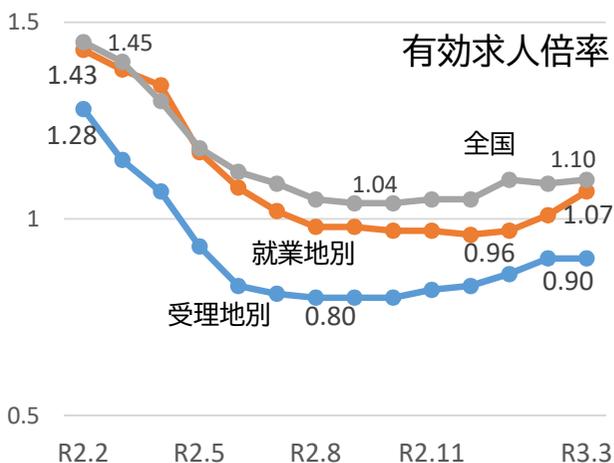
離職者雇用型職業訓練推進事業

コロナ禍を踏まえた労働・雇用対策推進

雇用シェアサポートセンターの開設・運営

業界団体と連携したテレワーク導入支援事業

コロナ禍における女性のマッチング支援事業



【非正規雇用労働者 (全国的な状況)】

- 労働力調査(R3.3)では、雇用者が前年同月比で42万人の減。
- ・正規職員54万人増⇒非正規96万人減
- 男性は正規・非正規ともに減少。女性は正規が増加、非正規は大幅に減少
- ・男性 正規4万人減 非正規27万人減
- ・女性 正規58万人増 非正規68万人減
- ※コロナの影響がより非正規労働者に大きい
- ※正規雇用に向けた取組は、「離職者早期再就職支援事業」等で実施
- ※非正規労働者には子育てや介護など、就業にあたって時間的な制約がある方もいる。

⇒短時間労働など柔軟な働き方ができる就業に向けた支援の取組が必要

【高齢者】

- 高齢者の就業が難しい状況 (滋賀県の55歳上の求人倍率0.54原数値)
- 県内シルバー人材センターの会員や契約数が減少

⇒シルバー人材センターの取組を支援し、高齢者の生きがい就業を促進 159

【離職者等就業支援事業】

10,285千円

- 非正規労働者をはじめとする離職者等の就業を支援する合同企業説明会の開催
- ・令和3年9月～10月 2回開催(北部、南部)
- ・出展事業者 30社×2回 計60社
- ※短時間労働など柔軟な働き方による雇用可能な企業等を中心
- ・参加対象者 150人×2回 計300人
- ※非正規労働者等の離職者等
- ・対面型を中心に、オンラインによる参加も可能

【高齢者就業支援事業】

5,000千円

- 高齢者が安心して就業できるよう、就業支援の一翼を担う滋賀県シルバー人材センター連合会が実施する感染防止対策等の取組を支援
- ・必要な感染症防止対策や十分な就業機会の確保と創出を行うための事業
- ・感染症の影響がある中でも、継続した就業先の確保や新たな就業先の創出等のための事業

(追加)就業支援(6月補正)

【滋賀県の状況】

- 有効求人倍率は、回復してきているものの依然として全国平均値を下回っている状況
- コロナの影響による離職者
 - ・非正規が約7割(うち、6割が女性)
 - ・高齢者(60歳以上)が2割超
- 感染拡大の長期化、雇用調整助成金の特例措置の見直し等により、さらなる雇用情勢の悪化を危惧

雇用調整助成金の手続きを



利用無料
秘密厳守

社会保険労務士が支援します

滋賀県雇用調整助成金申請サポートセンターのご案内

例えば、こんな相談に対応します。

申請から受給までどのように手続きしたらよいか知りたい

申請書の書き方を知りたい

どの書類を見たらいいかわからない

事業所の色々な書類を確認しながらアドバイスがほしい

事業所を訪問し、
書類の書き方や必要書類について
アドバイスします！

電話相談と訪問支援を受けることができます。

電話相談

センターに労務管理の専門家である社会保険労務士が常駐し、電話相談に応じます。
必要に応じて後日の訪問支援の調整も行います。

訪問支援

希望される事業所へ社会保険労務士が訪問し、支援を行います。
(原則3回まで)

雇用調整助成金の活用による雇用の維持！

まずはお電話ください

077-526-8687

利用時間：9:00から17:00(土日・祝日・年末年始を除く)

滋賀县委託事業・滋賀県社会保険労務士会運営

※本事業は雇用調整助成金の申請に対する助言を行うものであり、書類の作成や申請等の代行を行うものではありません。

新型コロナウイルス感染症対策経営力強化補助金

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる県内中小企業者等の皆様の、今後の事業活動に資する人材育成、働き方改革、新たな販路の開拓等の取組に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助します。

募集要項

受付期間	令和2年4月30日（木）から令和2年5月22日（金） 17時まで（土・日曜日および祝日は除く） ※先着順ではありません。
対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、または受けると見込まれる滋賀県内に事務所または事業所を有する中小企業者等のみなさま
対象となる事業	交付決定の日から令和2年10月30日（金）の間に実施される、「人材育成・確保」「働き方改革・職場環境改善」「インターネット等を活用した新たな販路開拓」に関する事業
補助限度額	50万円 ※補助金申請下限額は20万円
補助率	中小企業者：2/3 小規模事業者：3/4
例えばこんな取組に使えます	<ul style="list-style-type: none"> ★従業員のスキルアップのためのeラーニング等を活用した研修を実施する。 ★就職・転職情報サイトへ会社情報を掲載する。 ★サテライトオフィスを試行的に導入する。 ★働き方改革や生産性向上等のコンサルタントを導入する。 ★ECモール等への出店を行う。 ★インターネットを活用したテストマーケティングを行う。など

詳細は滋賀県ホームページをご覧ください。

→ <https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syogyou/302793.html>

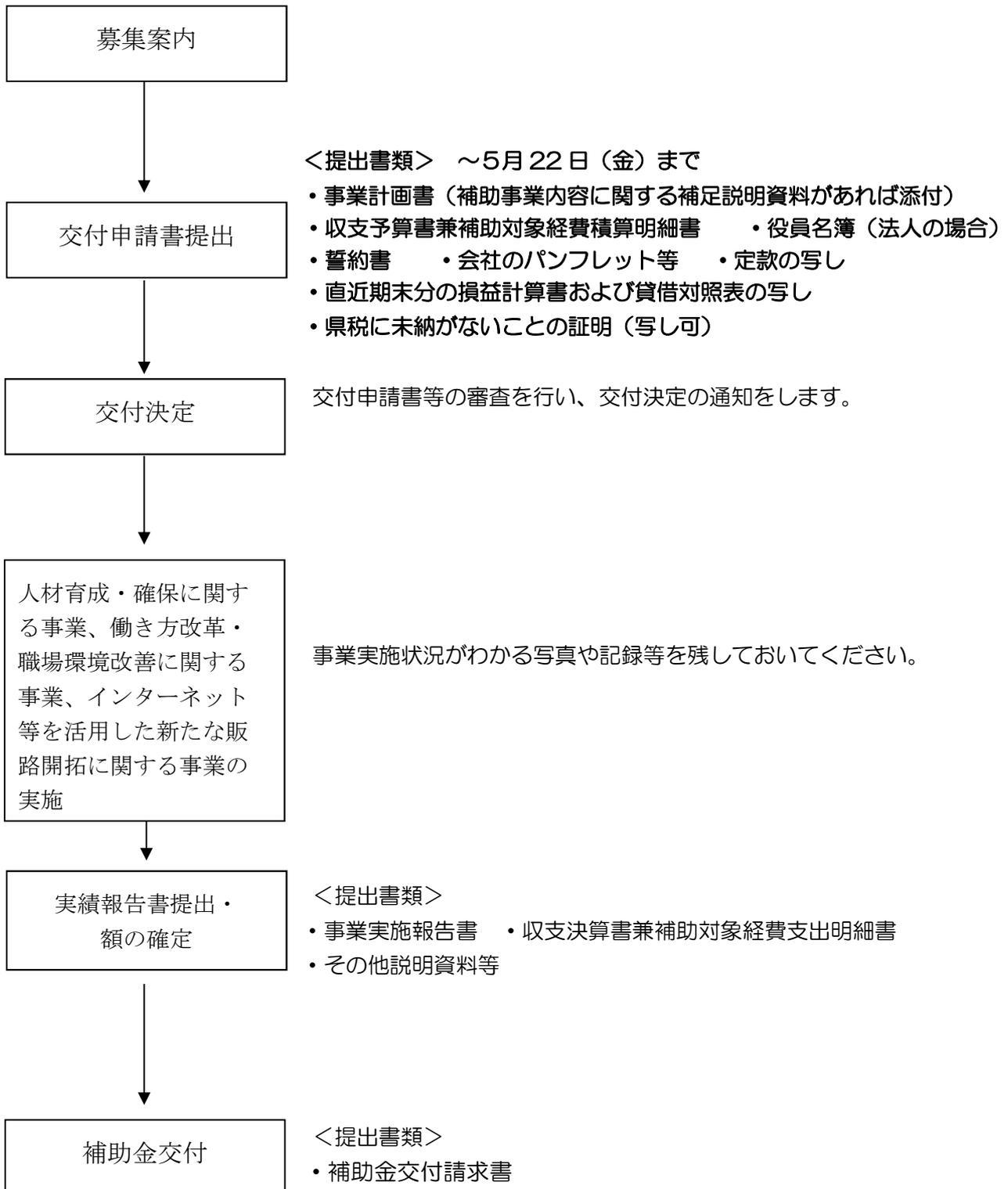
<お問い合わせ・申請書の提出先>

滋賀県商工観光労働部商工政策課企画・イノベーション推進係

〒520-8577 大津市京町4-1-1（県庁東館3階）

TEL：077-528-3723 FAX：077-528-4870 MAIL：fa0001@pref.shiga.lg.jp

◇ 手続きの流れ



ウェルカム滋賀・びわ湖 教育旅行キャンペーン



旅行会社の皆さま!!

滋賀県内の
宿泊・観光・体験施設利用が条件!



期間
限定

- 生徒おひとりさまにつき、500円の助成が受けられます。しかも上限なし!
- 滋賀県内の宿泊、観光、体験等の施設を利用させていただくことが条件です。
- 滋賀ならではの学びと思い出をお持ち帰りいただけます。(思い出の品プレゼント!)

- ◎ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに実施される教育旅行(研修旅行・校外学習・合宿等含む)が対象
- ◎ 生徒さまの人数は実人数で支給(連泊等による延べ人数ではありません)
- ◎ 中止、順延、新規は不問
- ◎ 締め切りは特に設けておりませんので、お早めに随時お申し込みください!

【お問い合わせ先】

公益社団法人びわこビジターズビューロー 国内誘客部(教育旅行部会事務局)

☎ 077-511-1530 ☎ 077-526-4393

✉ kokunai@biwako-visitors.jp

滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階

【営業時間】 9:00~17:45

教育旅行担当者: 原田・奥野・高田

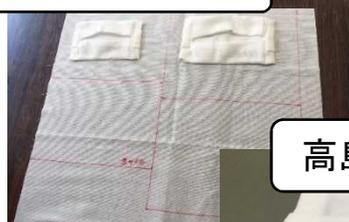
ぜひ滋賀・びわ湖へ!!

おひとり@500円の
インセンティブがつきます!

マスク配布プロジェクト事業

モノづくり振興課
R02補正予算額：1,951千円

高島ちぢみ生地



高島ちぢみマスク(例)



目的

新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、マスクの不足が大きな問題となっている。

このマスク不足に対応するとともに、地域産業振興を図るため、県地場産品である「高島ちぢみ*」の生地を調達し、赤十字奉仕団において縫製後、マスクを必要とする事業者等へ配布する。

新型コロナウイルス感染症の影響によるマスク不足

ボランティアグループ
赤十字奉仕団の協力！

地場産品の生地を活用
(高島ちぢみ)

県産の布製マスクを10,000枚程度作製

滅菌処理

県内のマスクを必要とする団体（子ども食堂や旅館関連施設）に配布

*：高島ちぢみ

特徴：緯糸(よこいと)を通常の2倍以上ひねることで、生地表面に凹凸が生じる。その結果、ベタつかず、汗をよく吸い、速乾性のある生地となる。



TAKASHIMA
CHIJIMI

